

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

ア 地域の概要・立地

境港市は、鳥取県の北西部、美保湾と中海を隔てる弓ヶ浜半島の北西部に位置し、土砂災害をもたらす山地はなく平坦な地形である。東西は約6.1km、南北は約7.3km、面積は29.11km²である。

特定第三種漁港「境漁港」、重要港湾「境港（さかいこう）」、国際空港「米子鬼太郎空港」という重要な社会基盤である3つの「港」を有し、東は日本海に広く開口する美保湾に面し、その北側は広い埋立地が造成され、港湾・漁業施設、工業団地等として重要な役割を果たしており、南側は白砂青松の海辺で、マリンスポーツの場として親しまれている。北は境水道に面して島根県境に接し、対岸を東西に長く伸びる島根半島が天然の防風壁・防波堤の役割を果たしている。西は、本市に温和な気候条件をもたらす中海に面して島根県境に接し、南は陸続きで米子市に隣接している。



イ 気象の概要

境港市は、冬期は降雪が多く日照時間の少ない日本海側特有の気候であり、年間平均気温は15.5℃と山陽（瀬戸内側）に比べて低い。

降水量は7月、9月に多く、次いで12月、1月に多い。

ウ 想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

境港市のハザードマップによると、想定し得る最大規模の降雨により、境水道・中海が氾濫した場合、中海側に位置する渡町や木材工業関連企業が集積する西工業団地で1m未満の浸水が予想されている。

(津波：ハザードマップ)

境港市は、弓浜半島の北端に位置し、三方が海に開けており、佐渡島北方沖断層、鳥取県沖西部、東部断層において、最大クラスの巨大地震が発生した場合、津波の被害が発生する可能性がある。津波が発生した場合、美保湾沿岸地域一帯で4mを超える浸水が予想され、商業・製造業関連企業が集積している竹内工業団地では2m未満の浸水が予想されている。

(地震：J-SHIS)

平成12年に鳥取県西部地震で大きな被害を受けたものの、地震ハザードステーションの防災地図(2020年版)によると、境港市全域において震度6弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は26%以下となっている。

(原子力災害)

境港市は、市内全域が島根原子力発電所のUPZ(緊急防護措置を準備する区域)に含まれており、万が一の原子力災害に際し、住民の身体、生命、財産を守るための対策が必要とされる。

そこで、境港市では「境港市地域防災計画(原子力災害対策編)」を策定しており、原子力災害に対する備えや、島根原子力発電所で何らかの事故が発生した場合の対策と指針を定めている。また、「境港市広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)」において、UPZ内の住民の避難に関する運用について定めてある。

(感染症)

境港市においては、新型インフルエンザが発生した場合に、感染の拡大を防止・抑制し、住民の健康被害を可能な限り最小限に食い止め、社会・経済活動を維持し、住民生活の安定を図ることを目的として、平成27年に「境港市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施すべき具体的な対策について定めてある。

この行動計画では、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により、新型コロナウイルス感染症についても新型インフルエンザ等に関する事項として定めているものとみなされるため、新型コロナウイルス感染症に対しては、本行動計画に基づき行動することとなる。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,465事業所（平成28年経済センサス活動調査）
- ・小規模事業者数 1,109事業所

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
卸売業	121	73	主要工業団地に多く集中している
小売業	358	245	市内各地に分布している
建設業	104	96	市内各地に点在している
製造業	121	76	主要工業団地に多く集中している
宿泊、飲食サービス業	168	115	中心市街地・市内各地に点在している
生活関連サービス業、娯楽業	137	124	市内各地に分布している
その他	456	380	
合計	1,465	1,109	

(3) これまでの取組

ア 境港市の取組

- ・地域防災計画（共通、震災・津波災害・風水害対策、原子力災害対策、広域住民避難計画）の策定（最終改定：令和3年8月）
- ・境港市まちづくり総合プラン（境港市総合計画）による防災・減災に関する施策の推進
- ・境港市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（新型コロナウイルス対応含む）
- ・防災に関する情報提供（洪水・津波ハザードマップ作成、出前講座、原子力防災ハンドブック説明会、市ホームページ等）

イ 境港商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国及び鳥取県の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損害保険会社と日本商工会議所が提携した損害保険への加入促進
- ・消防計画の策定（平成12年7月1日）
- ・当所事業継続計画（BCP）（災害時対応マニュアル）の策定（平成30年11月1日）
- ・鳥取県内4商工会議所での災害時の連携支援に関する協定を締結（平成30年12月12日）

- ・鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会・鳥取県が「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」を締結（令和元年8月20日）
- ・境港商工会議所会館内のテナントと合同での避難・防災訓練の実施

2 課題

- ・地区内小規模事業者のBCP計画の策定が進んでいない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険・共済について助言できる経営支援専門員等が不足している。
- ・緊急時における市と会議所との具体的な協力体制の不整備。

3 目標

- ・地区内の小規模事業者に自然災害・感染症等のリスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・鳥取県及び専門家等と連携したセミナーの開催及び個社支援により、事業者BCP策定の支援を行う。
- ・発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

4 その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鳥取県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) **事業継続力強化支援事業の実施期間**（令和5年1月1日から令和9年3月31日まで）

(2) **事業継続力強化支援事業の内容**

境港市と境港商工会議所の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

ア 事前の対策

以下のとおり、境港市と境港商工会議所が事前の対策に取り組み、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について周知する。
- ・境港市報や境港商工会議所報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②小規模事業者のBCP策定支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導や助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家等を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・鳥取県や損害保険会社等との共催によるワークショップ等において、事業者BCPの作成を推進する。

③商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・境港商工会議所は、平成30年11月1日に事業継続計画（災害時対応マニュアル）を作成。今後においては、必要に応じて都度計画の見直しを行う。

④関係団体との連携

- ・東京海上日動火災保険(株)、損害保険ジャパン日本興亜(株)、あいおいニッセイ同和損保保険(株)、三井住友海上火災保険(株)と日本商工会議所が提携した損害保険への加入を促進する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

⑤フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・境港市と境港商工会議所で事業者BCPの策定推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

⑥当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定（震度6弱の地震、河川の氾濫等）に基づき、境港市、境港商工会議所、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助や被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援策を実施する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・境港商工会議所は、発災後速やかに職員の安否確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について境港市と共有する。
- ・感染症が流行した場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、境港市における感染症対策本部設置に基づき感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・境港市は、境港商工会議所と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を可能な限り、随時共有する。
- ・境港商工会議所は、地域内の事業者の大まかな被害状況を境港市と随時共有する。
- ・境港市と境港商工会議所は、両者の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制をとる。
- ・（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ・境港商工会議所は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、（境港商工会議所のBCPに基づき）業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

- ・境港商工会議所は、境港市が取りまとめた「境港市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

※被害規模の目安は以下を想定

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、又は交通網が遮断されており、被害状況が把握できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

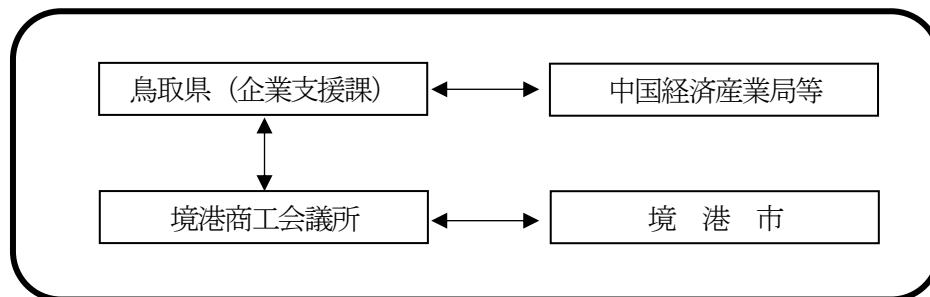
※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

ウ 被害状況の県への報告

境港商工会議所は、事業者の被害状況に係る情報を、鳥取県（商工労働部企業支援課）に報告する。

<報告項目>

事業所名、所在地、業種、従業員数、被害状況、被害額（把握出来る範囲で確認する）



エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域での活動の基準について決める。
- ・感染症流行の場合、国や鳥取県等からの情報や方針に基づき、境港市と境港商工会議所が共有した情報を鳥取県の指定する方法で、境港市又は境港商工会議所から県へ報告する。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・境港市と境港商工会議所は、相談窓口の開設について相談する。(境港商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・境港市と境港商工会議所は、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・境港市と境港商工会議所は、応急時に有効な被災事業者施策(国や鳥取県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・境港市と境港商工会議所は、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・境港市、境港商工会議所、鳥取県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地だけの職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時の連携支援に関する協定」(令和元年8月20日締結)に基づき、他の地域からの応援派遣等を鳥取県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ 代替企業の紹介によるサプライチェーンの維持

- ・「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」に基づき、地域内企業の状況を踏まえ、他の地域の商工会・商工会議所と被災事業の代替が可能な企業のマッチングを行い、サプライチェーンの維持を図る。

ク その他

- ・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに鳥取県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

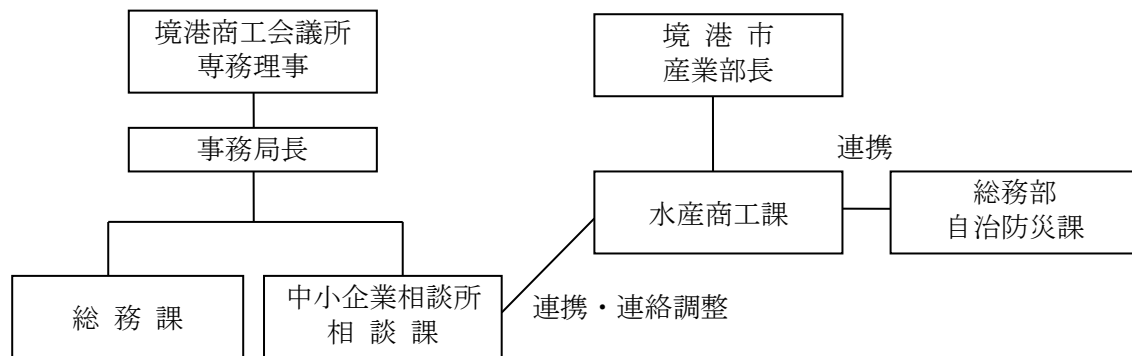
事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年11月現在)

(1) **実施体制** (境港商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/境港市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/境港市と境港商工会議所の共同体制/経営支援専門員の関与体制等)

境港商工会議所：専務理事1人、事務局長1人、
経営支援専門員4人(内、法定経営指導員4人)、経営支援員4人、
一般職員1人 計11人

境港市役所：産業部 水産商工課8人、総務部 自治防災課5人



(2) **商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 成相和宏、加藤 剛、山田誠司、松本和晃
(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) **商工会議所、関係市町村連絡先**

①境港商工会議所 相談課

〒684-8686 鳥取県境港市上道町3002

TEL:0859-44-1111 / FAX:0859-42-6577

E-mail: cci@sakaiminato.com

②境港市 産業部 水産商工課
〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000
TEL:0859-47-1056 / FAX:0859-44-7957
E-mail: suisan@city.sakaiminato.lg.jp

(4) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	120	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	50	100	100	100	100
・ セミナー開催費	50	100	100	100	100
・ パンプ、チラシ作製費	20	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、鳥取県交付金、境港市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等